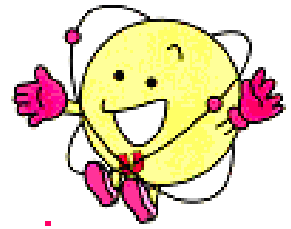


# にんぎょうとうげ



発行： 独立行政法人日本原子力研究開発機構  
 人形峠環境技術センター 総務課  
 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550  
 電話 0868-44-2211 FAX 0868-44-2502  
 HPアドレス <http://www.jaea.go.jp/04/zningyo/index.html>

## 平成23年度事業報告

人形峠環境技術センターは、平成23年度も安全確保を最優先に施設設備の廃止措置の推進及び廃止措置技術開発等の事業を着実に取組むと共に、情報公開を積極的に努めてきました。

センター各事業の実施状況は以下のとおりです。

### 1. レンガ加工場の運転

平成20年4月に運転を開始した方面掘削土を用いたレンガ加工は、製造した約145万個全てを平成23年6月に搬出し、同年11月に解体・撤去を終了しました。今後は、平成24年6月の加工場跡地の返還に向け、敷地の整備を行う予定です。



レンガ加工場での記念撮影

レンガの搬出については、関係者並びに御協力頂いた多くの皆様の協力により、独立行政法人評価委員会において「レンガ加工場での掘削土処理終了」が最高位の評価を頂きました。改めて皆様に深く感謝いたします。

### 2. 施設・設備の廃止措置

#### (1) 施設・設備の解体

昨年に引き続き無事故で設備の解体・撤去を進め、主要設備の解体・撤去を終了しました。次年度からは、付帯設備の解体・撤去に着手する予定です。

#### (2) 廃止措置関連の技術開発

○製錬転換施設の設備解体で得た各種データは、安全、効率的な廃止措置を実施するために構築した「統合廃止措置エンジニアリングシステム」へ反映しました。

○使用済遠心機の処理は、処理台数の規模を

拡大し、処理能力の確認、作業の効率化を図るための試験・検討を実施すると共に、クリアランス制度\*に向けた取り組みを継続中です。

○放射性廃棄物の処理技術開発は、過去の試験等で発生したウランを含む吸着剤等の処理プロセスの検討及び基礎試験を継続しました。また、放射性廃棄物の合理的な処理・処分への検討に必要な情報を取得するための、放射性廃棄物の属性調査(重量、放射能インベントリー等)に着手しました。

#### 3. 施設の維持管理

各施設及び鉱山関連施設は、安全な維持管理を継続しました。鉱さいたい積場は、一部措置工事を進めると共に、今後の措置に必要な調査、設計等を実施しました。

#### 4. その他

○地域の産業であるウランガラスの制作へウランガラス原料の提供しました。

○岡山大学、津山高専と機構の三者共催のシンポジウムを昨年に続き津山高専で開催しました。



○品質マネジメントシステムは、自主監査を実施し、システムの適合性の検証を行い、適正に管理・運用されていることを確認しました。また、環境マネジメントシステムについては平成24年2月に自己宣言を継続しました。

(計画管理室)

\*クリアランス制度とは、原子力施設において用いた資材等について、それに含まれる放射性物質の濃度が「クリアランスレベル」(人の健康への影響を無視できる放射性物質濃度)以下であることを国が確認する制度

(文科省HPより)

# 「原子力機構の特許を活用した製品開発」

## 測定結果を分かり易く表示する ハンディタイプの「放射線量モニター」

線量レベルを「見える化」した、わかりやすい表示が特徴です。線量率の年間換算値を、バーグラフ表示、グラフィカルなカラーバーと対比させることで線量レベルを「見える化」しています。原子力機構の特許技術が新製品のセールスポイント作りに役立っています。

放射線量モニターは、原子力機構の放射線標準施設より技術移転を受けて、岩崎計測株式

によって開発され、福島県の自社工場で生産されています。

原子力機構はこれからも特許技術を通じて、さまざまな形で福島県の復興に貢献していきます。

人形峠ビジネス  
コーディネーター  
(池田諭志、白水久夫)



放射線量モニター

## 福島第一原子力発電所事故の支援状況

原子力機構は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生を受けて、理事長を本部長とする福島支援本部を設置し、これまで福島原子力発電所事故の終息へ向け、プールや校庭などの除染、地域の線量測定等の活動を行ってきました。

センターとしての取り組みは、土壌に積もった放射性物質の除去に向けた芝などの植生を行い、どの程度の吸着効果があるか、また、福島県内の児童及び保護者を対象とした「放射線に関するご質問に答える会」、周辺地域を対象とした「ウランの利用と放射線の話」や「原発と放射能について」等の講演を開き、地域の皆様に放射能・放射線についての正しい情報を知って

いただくための活動を行っています。「放射線に関するご質問に答える会」では、被災された方々の生の声を聞く機会がありました。

出席された方々からは、「正確な情報を得たい」等の日常生活を営む上で危惧されておられる声を多くいただきました。対応に当たっては、すでに公になっている数値や考え方を分りやすく丁寧にお答えすることによって、「安心した」、「これからも支援に協力頂けると嬉しい」、また「分りやすい説明をして頂き、ありがとうございました」と、感謝の言葉まで頂きました。

原子力機構は、引続き分かりやすい情報の提供を行っていき、多くの皆様に安心していただけるよう取り組んで参ります。



ご質問に答える会の様子

## 原子力用語解説

### ～食品中の放射線物質の暫定規制値について～

食品に含まれる放射性物質の量を基準としての「暫定規制値」は、原子力安全委員会が設定した指標を基に厚生労働省が設定したものです。

飲食物を5種類に分けて、1種類を1年間飲み(食べ)続けた場合に、1ミリシーベルト(mSv)になる放射能濃度を計算したものです。その放射能濃度は年齢によって異なるので、成人、幼児、乳児に分けて計算し、最も低い(厳しい)値を規制値として採用しています。

仮に暫定規制値の放射性物質が含まれる食品を5種類すべて食べ続けると、1年間で最大5mSvになります。健康を害するものではありません。

せんが、さらに安全を確保するために、現在よりも低く新しい規制値が検討されています。

(安全管理課)

年間1mSvになる放射能濃度(Bq/kg)					
品目 年齢	飲料水	牛乳・ 乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・魚 その他
成人	201	1,660	554	1,110	664
幼児	421	843	1,686	3,830	4,010
乳児	228	270	1,540	2,940	3,234
暫定 規制値	200		500		

上記の資料は2月現在の値です。【出展：保険物理35,449(2000)】